

有人国境離島政策の推進に必要な経費 ロジックモデル

事業の目的：我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>○予算額 5,317百万円【29年度】</p>	<p>特定有人国境離島地域が有する本土からの遠隔性といった条件不利性の緩和に焦点をあてた ①交付金事業や②利子補給金事業の実施</p>	<p>①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業(4事業)の実施 ・運賃低廉化事業 ・輸送コスト支援事業 ・雇用機会拡充事業 ・滞在型観光促進事業</p> <p>②特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金事業の実施</p>	<p>○特定有人国境離島地域の (1)人口の社会増(転入者数が転出者数を上回る状態) (2)農林水産物の生産額の維持 (3)開業率の向上 (4)年間延宿泊者数の増加</p>	<p>○有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持する。</p>
<p>○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)</p> <p>○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(平成29年4月7日内閣総理大臣決定)</p>	<p>○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)</p> <p>○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(平成29年4月7日内閣総理大臣決定)</p>	<p>①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の事業件数(29年度実績100件)</p> <p>②特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金の融資件数(29年度実績61件)</p>	<p>(1)人口数 (2)農林水産物の生産額(目標:2027年にかけて現在の水準を維持) (3)開業率(目標:2027年に全国並みへ引上げ) (4)年間延宿泊者数(目標:今後10年間で90万人泊増)</p> <p>※データ根拠 (1)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省) (2)(4)離島統計年報(日本離島センター) (3)経済センサス-基礎調査結果(総務省)</p>	

手段と目標の因果関係に関する検討の結果

○特に、特定有人国境離島地域が有する本土からの遠隔性といった条件不利性の緩和に焦点をあてた交付金事業や利子補給金事業の実施により、島民の生活コストの低減、島内経済への好影響及びそれによる新たな雇用の創出が実現し、人口の転出抑制と転入促進が期待される。

【1】課題把握・目標設定

・有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号、以下「有人国境離島法」という。）では、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図ることとなっている。

そのうち、特定有人国境離島地域は、特に、本土から遠隔にあり、その人口が昭和 30 年頃から概ね半減か、それ以上の減少となっており、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要な地域である。

有人国境離島法に基づく基本方針では、同法の期限である 2027 年に向けて、「特定有人国境離島地域における人口の社会増」を施策の基本目標として掲げており、地方公共団体による地域社会の維持に関する施策を推進・支援する。

【2】政策手段の比較・検討

・有人国境離島法の趣旨を踏まえ、特定有人国境離島地域が有する本土からの遠隔性といった条件不利性の緩和に特化した手段を執ることとして、同地域の地方公共団体が実施する航路・航空路の運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部の支援、また、同地域の雇用機会の拡充を図るため、創業・事業拡大等に係る事業者へのスタートアップ融資に対して利子補給を実施する。

・継続的な居住が可能となる環境を整備するための手段としては、例えば、教育等の分野に係る施策の充実も考えられる。議員立法である有人国境離島法の検討段階では、これらの施策の充実の必要性も議論されたが、これらの施策は、定住を促進するためには必要な施策ではあるものの、特定有人国境離島地域に限らず、一般の離島地域においても同様に必要な施策であることから、同法に規定する施策としては、国境離島であるが故に特に必要なものに絞ったと承知しており、そうした立法過程を踏まえて、その他の分野の施策は、手段としては採用していない。

【3】手段と目標の因果関係の検討

・特に、特定有人国境離島地域が有する本土からの遠隔性といった条件不利性の緩和に焦点をあてた交付金事業や利子補給金事業の実施により、島民の生活コストの低減、島内経済への好影響及びそれによる新たな雇用の創出が実現し、人口の転出抑制と転入促進が期待される。

部局名：総合海洋政策推進事務局

EBPM 対象事業名：有人国境離島政策の推進に必要な経費

【4】効果の測定

・事業を実施した結果、有人国境離島法が施行された平成 29 年には、特定有人国境離島地域の地方公共団体における転出超過の状況は縮小傾向（※）にあるが、引き続き、当該施策と人口の社会増との因果関係について検証を行う。

（※）総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づく転入超過数

2016 年：△1,863 名 ⇒ 2017 年：△1,166 名

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る交付金 (内閣府総合海洋政策推進事務局)

30年度予算 50.0億円 (29年度予算額 50.0億円)

事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道県※や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。



特定有人国境離島地域

15地域・71島
(8都道県・29市町村)

人口 269,307人
(H27国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する8都道県

北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

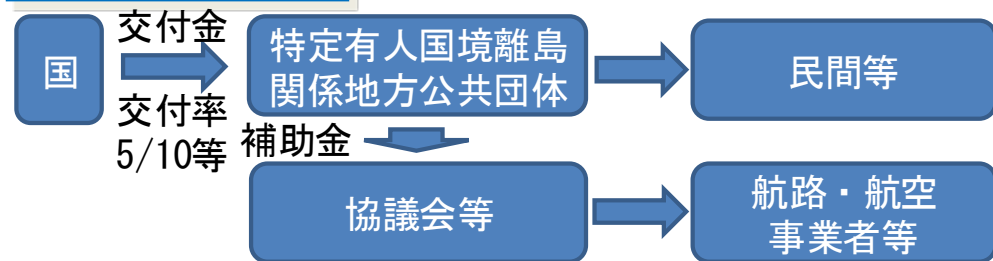
海上保安庁作成地図を基に内閣府総合海洋政策推進事務局が作成

事業イメージ・具体例

- 運賃低廉化
 - ・本土と特定有人国境離島地域を結ぶ離島住民向けの航路についてJR運賃並、航空路について新幹線運賃並の引き下げを支援する。
- 物資の費用負担の軽減
 - ・特定有人国境離島地域における事業の継続、事業拡大等を図るため、農水産品(生鮮)等に係る輸送コストの低廉化を支援する。
- 雇用機会の拡充
 - ・民間事業者等による創業・事業拡大を行う事業資金等を支援する。
- 観光振興
 - ・滞在プラン等の企画・開発、宣伝・実証、販売促進による旅行者の費用負担の軽減の取組等を支援する。

地域が連携して提供する宿泊施設や体験メニューを使う観光客を対象に、乗船券を島民並割引運賃で購入できる仕組み(新たな企画乗船券)を導入。※航空券も同じ。

資金の流れ



期待される効果

- 特定有人国境離島地域の
- ・人口減を抑制する。
 - ・新規雇用者数が増加する。
 - ・観光客等交流人口が増加する。

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

30年度予算 0.27億円（29年度予算額 0.27億円）

事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大等を行う事業者に対する**スタートアップ融資**を行う地域金融機関等に対して、**利子補給**を行う。（年間融資目標額11億円）

課題

- ・特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・地元の金融機関を介した創業・事業拡大に対する無利子または低利子での融資及び元金据置返済の実現

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。



水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



期待される効果

- 特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
- 特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。